

○八女西部広域事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(令和元年12月27日 条例第6号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員を除く。）の給与及び費用弁償に関する事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フルタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。
- (2) パートタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。

(給与)

第3条 この条例による給与は、フルタイム会計年度任用職員にあつては、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては、報酬及び期末手当をいう。

(給与の支払等)

第4条 給与の支払等の支給基準及び支払方法等については、筑後市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第11号）の規定の例による。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。